

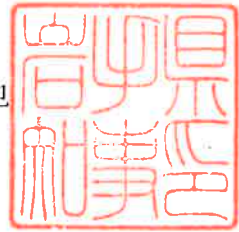
## 産業廃棄物処分量許可証

住所 岩手県岩手郡雫石町丸谷地36番地1

氏名 株式会社バイオマスパワーしずくいし 代表取締役 足立 眞也  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 8年 4月13日

許可の有効年月日 令和13年 4月12日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 中間処理 (メタン発酵処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・汚泥 (有機性汚泥に限る。)
- ・廃油 (植物性油脂に限る。)
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・動植物性残さ
- ・動物のふん尿

以下余白

#### (2) 中間処理 (堆肥化处理)

取扱う産業廃棄物

- ・動植物性残さ
- ・動物のふん尿

以下余白

### 2. 事業の用に供するすべての施設

#### (1) メタン発酵施設

ア 設置場所 岩手県岩手郡雫石町中黒沢川17番地7、17番地9、17番地11  
イ 設置年月日 平成18年 2月 2日  
ウ 処理能力 汚泥 (有機性汚泥に限る。)、廃油 (植物性油脂に限る。)、  
廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物のふん尿  
51.95t/日 (2.164t/時間)

エ 設置許可年月日 ー (設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号 ー (設置許可対象外施設)

カ 保管施設 別表のとおり。

以下余白

(以下、裏面記載)

(2) 堆肥化施設

ア 設置場所 岩手県岩手郡雫石町中黒沢川17番地7、17番地9、17番地11  
イ 設置年月日 平成18年 2月 2日  
ウ 処理能力 動植物性残さ、動物のふん尿  
63.71t/日 (2.655t/時間)

エ 設置許可年月日 ー (設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号 ー (設置許可対象外施設)

カ 保管施設 別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 4月13日 当初許可  
平成19年10月29日 変更届出書受理 (堆肥化施設の処理能力を変更したこと。)  
平成20年 3月10日 変更届出書受理 (堆肥化施設の処理能力を変更したこと。)  
平成20年 6月18日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に廃油 (植物性油脂に限る。)  
の中間処理 (メタン発酵処理) を追加したこと。)  
平成21年 7月21日 変更届出書受理 (代表者を菊池則道から変更したこと。)  
平成22年 8月23日 変更届出書受理 (堆肥化施設の処理能力を変更したこと。)  
平成23年 4月13日 更新許可  
平成24年 6月21日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)  
平成28年 4月13日 更新許可  
平成28年 7月 4日 変更届出書受理 (代表者を古川斉司から変更したこと。)  
令和 元年 7月29日 変更届出書受理 (代表者を武田久男から変更したこと。)  
令和 3年 4月13日 更新許可  
令和 3年 7月30日 変更届出書受理 (代表者を鈴木新樹から変更したこと。)  
令和 5年 9月 6日 変更届出書受理 (代表者を武田久男から変更したこと。)  
令和 7年 8月21日 変更届出書受理 (代表者を茂木稔から変更したこと。)  
令和 8年 4月13日 更新許可  
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（保管施設の概要）

（１）メタン発酵設備（メタン発酵施設に係るもの）

所在地：岩手県岩手郡雫石町中黒沢川 17 番 7、17 番 9、17 番 11

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃酸及び動植物性残さ	—	130	廃酸：32 動植物性残さ：40	40	ストックヤード内保管（堆肥化施設における処分後の保管場所の一部を兼用する可能性があること）
処分後の保管	メタン発酵施設で処理されたもの（消化液）	—	—	6,400	—	コンクリート製

（２）堆肥化設備（堆肥化施設に係るもの）

所在地：岩手県岩手郡雫石町中黒沢川 17 番 7、17 番 9、17 番 11

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	動植物性残さ（コーヒー糟）	—	34	66	—	コンクリート床
処分後の保管	堆肥化施設で処理されたもの	—	1,042	2,512	—	ストックヤード内保管 コンクリート床 （一部をごみ処理施設（メタン発酵施設）及び堆肥化施設（メタン発酵施設）における処分のための保管場所として兼用する可能性があること）

以下余白

